

○ 特定社員登録規則（平成十九年内閣府令第八十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（登録事項）</p> <p>第二条 特定社員名簿（法第三十四条の十の八に規定する特定社員名簿をいう。次条及び第十条において同じ。）への登録事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 所属する監査法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに主として執務する事務所の名称及び所在地</p> <p>四 「略」</p> <p>五 法第三十四条の十の十四第二項（第一号に係る部分に限る。第十条第一号において同じ。）の規定により特定社員登録が抹消されたときは、その年月日</p> <p>六 法第三十四条の十の十七第一項各号に掲げる処分を受けたときは、その種類及び年月日</p> <p>（特定社員登録の申請手続）</p>	<p>（登録事項）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 所属する監査法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに主として執務する事務所の名称及びその所在地</p> <p>四 「同上」</p> <p>五 「号を加える。」</p> <p>五 法第三十四条の十の十七第一項各号に掲げる処分を受けたときは、その種類及び処分を受けた年月日</p> <p>（特定社員登録の申請手続）</p>

第四条 「略」

2 前項の特定社員登録申請書には、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

〔一〕三 略〕

四 法第三十四条の十の十第五号に該当しない旨の官公署の証明書

五 法第三十四条の十の十第三号から第十二号までのいずれにも該当しない旨の宣誓書

〔六・七 略〕

（特定社員登録の抹消に関する届出手続）

第六条 特定社員が法第三十四条の十の十四第一項各号（第三号にあつては、法第三十四条の十の十第九号に係る部分を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、本人又はその法定代理人、相続人若しくは同居の親族は、遅滞なく、その旨を記載した別紙様式第四号による特定社員登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

2 「略」

3 前二項の規定は、特定社員が法第三十四条の十の十四第二項第二号又は第三号に該当するに至ったときについて準用する。

（特定社員登録の抹消に関する協会の手続）

第四条 「同上」

2 「同上」

〔一〕三 同上〕

四 法第三十四条の十の十第五号の規定に該当しない旨の官公署の証明書

五 法第三十四条の十の十第三号、第四号及び第六号から第十二号までのいずれにも該当しない旨の宣誓書

〔六・七 同上〕

（特定社員登録の抹消に関する届出手続）

第六条 特定社員が法第三十四条の十の十四第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき（法第三十四条の十の十第九号に該当するときは除く。）は、本人又はその法定代理人、相続人若しくは同居の親族は、遅滞なく、その旨を記載した別紙様式第四号による特定社員登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

2 「同上」

「項を加える。」

（特定社員登録の抹消に関する協会の手続）

第九条 協会は、第六条第一項の規定による特定社員登録の抹消に関する届出書の提出があつたときは、審査の上、遅滞なく、特定社員登録の抹消を行い、その旨及び特定社員登録の抹消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

2 協会は、特定社員が法第三十四条の十の十第九号に該当するに至つたときは、遅滞なく、特定社員登録の抹消を行い、その旨及び特定社員登録の抹消の年月日を当該特定社員であつた者に通知しなければならない。

(特定社員登録の抹消等に関する事項の登録)

第十条 協会は、特定社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、当該各号に定める事項を特定社員名簿に登録しなければならない。

- 一 法第三十四条の十の十四第二項の規定により特定社員登録が抹消されたとき 第二条第五号に掲げる事項
- 二 法第三十四条の十の十七第一項各号に掲げる処分を受けたとき 第二条第六号に掲げる事項

別紙様式第1号 (第3条関係)

特定社員名簿

[略]	
特定社員登録の抹消	年月日
特定社員に対し	種類

第九条 協会は、特定社員登録の抹消に関する届出書の提出があつたときは、審査の上、遅滞なく、特定社員登録の抹消を行い、その旨及び特定社員登録の抹消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

2 協会は、特定社員が法第三十四条の十の十第九号に該当するに至つたときは、遅滞なく、特定社員登録の抹消を行い、その旨及び特定社員登録の抹消の年月日をこれらの規定に該当する者に通知しなければならない。

(処分の登録)

第十条 協会は、特定社員が法第三十四条の十の十七第一項第一号又は第二号に掲げる処分を受けたときは、遅滞なく、第二条第五号に掲げる事項を特定社員名簿に登録しなければならない。

別紙様式第1号 (第3条関係)

特定社員名簿

[同左]	
特定社員に対する処分	種類
	年月日

する処分	年月日	
------	-----	--

[表略]

別紙様式第4号 (第6条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

日本公認会計士協会 殿

氏名  
続柄  
住所

特定社員登録の抹消に関する届出書

下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、特定社員登録規則第6条の規定により、届出を致します。

記

[表略]

別紙 (日本産業規格A4)

[表略]

(注意事項)

[1～5 略]

[同左]

別紙様式第4号 (第6条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

日本公認会計士協会 殿

氏名  
続柄  
住所

特定社員登録の抹消に関する届出書

下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、特定社員登録規則第6条第1項の規定により、届出を致します。

記

[同左]

別紙 (日本産業規格A4)

[同左]

(注意事項)

[1～5 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。